

# 横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成21年8月4日（火）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 吉備委員  
野木委員 中里委員 田村委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

平成21年8月4日（火）午前10時00分

## 1 教育長一般報告・その他報告事項

平成21年度実施横浜市公立学校長採用候補者特別選考実施について ほか

## 2 審議案件及び請願等審査

教委第23号議案【継続審議】

横浜市立中高一貫教育校の設置に関する基本方針について

南高等学校に関する請願・要望等3件【継続審査】（6/1, 7/7, 7/13受理）

教科書採択に関する請願1件・要望等308件（7/14以降受理）

教科書採択地区に関する要望2件（7/23, 7/27受理）

教科書採択及び採択地区に関する請願1件・要望等2件（7/21, 7/30, 8/3受理）

教委第24号議案 中学校用教科書並びに高等学校用教科書、特別支援学校  
及び小・中学校個別支援学級用教科書の採択について

教委第25号議案 教職員の人事について

## 3 その他

[開会時刻：午前10時13分]

～傍聴人入室～

今田委員長 ただいまから、教育委員会定例会を開催いたします。  
本日は、報道機関から撮影及び録音許可の申出がされております。撮影については、会議開始前のみ撮影を認めることとし、録音については認めたいと思いますが、よろしいですか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、会議開始前のみ撮影を認め、録音は認めることとします。  
報道機関の方は撮影をお願いします。

<報道機関撮影>

今田委員長 よろしいでしょうか。それでは、会議を始めます。  
まず、はじめに、会議録の承認ですが、前回平成21年7月28日臨時会の会議録は、本日の会議録と合わせて次回以降に承認することといたします。  
次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

田村教育長 【教育長一般報告】  
1 市会関係  
なし  
2 市教委関係  
(1) 主な会議等  
○ 7/31 平成20年度決算 監査委員による局別審査  
○ 8/1 中高一貫教育校設置に関する説明会（南高等学校）  
(2) 報告事項  
○ 平成21年度実施横浜市公立学校長特別選考実施について  
3 その他

今田委員長 教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。  
特にご質問等がなければ、先程、教育長より、別途所管課から説明とありました「平成21年度実施横浜市公立学校長特別選考実施」について説明をお願いします。

大野教職員人事・企画部長  
小林人事制度企画担当課長 【「平成21年度実施横浜市公立学校長特別選考実施」について説明】

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。

小濱委員	昨年度の倍率はどうでしたか。
小林人事制度 企画担当課長	応募数は52名、採用は2名でした。
小濱委員	今回も同じような応募が見込まれますか。
小林人事制度 企画担当課長	前回以上の応募数を見込んでいます。広報活動を通じて多くの応募者を募ろうとしております。
田村教育長	民間人校長の採用は昨年度も行ってきましたが、資料にもありますが、5名程度は確保したいと思います。また、去年は募集の時期が遅く、十分な準備ができなかったという声がありましたので、今年は募集時期を早めました。
今田委員長	私の記憶では、藤原さんは、大阪府知事・大阪府教育委員会両方の特別顧問だったと思います。調べておいてください。 他にご質問等がなければ、議事日程に従い、審議案件及び請願等審査に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第25号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。
各委員	＜ 了 承 ＞
今田委員長	それでは、教委第25号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。
高橋総務課長	7月28日から8月3日までに教科書採択に関する要望書等を193件受理しております。これらの要望書等につきましては、後ほどの請願等審査でご審議いただきます。なお、告示では、119件となっておりますが、告示後に受理いたしました193件の要望書も含めて審議をお願いいたします。 次に、8月1日、「併設型中高一貫校南高モデル推進会議」から、同推進会議と相互理解を図り、スケジュールを組み替えて時間をかけて共に協議・検討することを求める請願が提出されました。本請願につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りいたします。 次に、8月1日、市民1名の方から、「横浜市立図書館のカウンター業務委託化計画の再考を」という件名の請願書が提出されました。本請願につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。 次回の教育委員会臨時会については、8月25日、火曜日の午前10時から開催の予定ですので、よろしく申し上げます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は8月25日、火曜日の午前10時から開催の予定とすることとします。

それでは審議に移ります。審議の順番ですが、まず公開案件の審議を行い、次に非公開案件の審議を行うこととします。

本日は、「教科書の採択」に係る審議についても、公開で審議を行いますが、審議資料につきましては、昨年同様、採択終了後に公表することといたします。

それでは、継続審議となっております、教委第23号議案「横浜市立中高一貫教育校の設置に関する基本方針」について説明をお願いします。

田村教育長

【教委第23号議案 「横浜市立中高一貫教育校の設置に関する基本方針」について】

私の方から、先ほどの一般報告と関連しまして、ご提案申し上げたいと思います。

一般報告でご説明しましたとおり、8月1日に、南高校におきまして、PTA関係者、同窓会関係者、後援会関係者、当日は40名程度お集まりいただきましたが、私の方から横浜市立の中高一貫教育校設置の基本的な考え方、教育委員会が現在検討を進めている基本方針についてご説明いたしました。説明の中身につきましては、本日の資料にあります第23号議案資料にある、7月28日にご提案した内容でございます。

私からは、今なぜ横浜が中高一貫教育校の設置を必要としているのかということから始めまして、中高一貫教育校の設置の意義と、それによってどのような教育効果が期待されるのか、さらに、設置予定校を南高校として検討している理由、設置形態、想定している学校規模、このようなことについてご説明申し上げました。

当日、同窓会の関係者を中心に、文書でのものも含めまして多くのご質問をいただきました。その場でお答えできるものについては、その場で丁寧にお答えいたしました。相当数の質問が出されておまして、これにつきましては、現在整理を行っておりますが、しっかりと書面をもってお答えして理解を深めていただきたいと思います。

説明会の中での感触ですが、白紙に戻して欲しいという方もいらっしゃいますけれども、一方で中高一貫教育校への理解も進んでいるなどという感触を私は得ております。南高校が残る方法としては、併設型という希望が非常に強いのですけれども、一方で、中等教育学校型がより多く子どもたちに機会を与えるということについては、それなりにご理解をいただけたという印象は受けております。

いずれにしても、出されました質問も含めまして、しっかりと丁寧にお答えしていき、説明をしていく時間をとっていかうと思っておりますので、今回継続審議となっております議案及び請願につきましては、今後も議論できる継続審議という扱いを今日のところはさせていただきます。

なお、当初できるだけ早い時期に基本方針をまとめていきたいと考えておりましたが、8月の学校説明会の中では、南高校については、現在中高一貫教育校の整備が検討され、それが進められているという話を対外的にはさせていただき、来年度の受験生につきましても、設置形態は決まっておりますが、中高一貫教育校を設置していくという方向で進んでいるということはお知らせしていくことをしていきたいと思っております。

今田委員長 教育長から説明がありましたとおり、教委第23号議案については継続審議といたしたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、継続審議といたします。  
次に、継続審議となっております受理番号7・24・34の請願書につきましては、審議案件の教委第23号議案が継続審議となりましたため、次回以降に継続審議とすることでいかがでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、継続審議といたします。  
次に、第24号議案に係る請願等審査です。7月14日以降に受理した教科書採択に関する請願1件と要望等308件について、一括して審議を行いたいと思います。では、所管課から説明をお願いします。

漆間学校教育  
部長 教科書採択に関する請願が1件、要望が308件出されております。まず、請願から申し上げます。請願内容ですが、「安定した供給が見込める教科書を採択すべきである。複製権等の権利侵害の余地がない教科書を採択すべきである。」という内容でございます。考え方につきましては、「平成22年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正な採択を行ってまいります。」と考えております。

続きまして、要望308件でございます。要望内容は二つに分かれていまして、一つは、「扶桑社、自由社の教科書を採択すべきでない。採択にあたっては、学校現場の教員の意見を反映させるべきである。」であります。もう一つは、「日本の歴史が天皇を中心にすすめられてきたように書いてあるのは教科書としてふさわしくないため、採択すべきでない。採択は少なくとも、各学校毎の採択に任せるべきである。」という趣旨です。

これに対する考え方ですが、「平成22年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正な採択を行ってまいります。」と考えております。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。  
特にご意見等なければ、受理番号71の請願につきましては所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、不採択と決定いたします。  
次に、教科書採択に関する要望等308件につきましては所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、了承いたします。なお、それぞれの回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。次に、7月23日・27日に受理した教科書採択地区に関する要望2件について、一括して審議を行いたいと思います。では、所管課から説明をお願いします。

漆間学校教育  
部長

2件の要望趣旨は次のような内容でございます。「横浜市が採択地区を1地区に変更するのは、県の指導や閣議決定にも逆行するものである。18採択地区を維持するべきである。18行政区毎の地域の実情に合わせた個性ある、教育を推進すべきである。」というものです。これに対する考え方ですが、「採択地区の変更については、6月23日の教育委員会臨時会で審議し、承認され、既に県教育委員会に要望を提出しております。」と考えております。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。特にご意見等なければ、受理番号115・163の要望につきましては所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、了承いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。次に、7月30日に受理した教科書採択及び採択地区に関する請願1件及び要望書2件について一括して審議を行いたいと思います。では、所管課から説明をお願いします。

漆間学校教育  
部長

まず、請願の趣旨でございます。「横浜市の教科書採択地区の全市一地区化を取りやめること。教科書の選定にあたっては、学校現場の当該教師の意見を反映させること。扶桑社、自由社の教科書を採択しないこと。」であります。これに対する考え方ですが、「平成22年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正な採択を行ってまいります。また、採択地区の変更については、6月23日の教育委員会臨時会で審議し、承認され、既に県教育委員会に要望を提出しております。」と考えております。

漆間学校教育  
部長

続きまして、受理番号98の要望ですが、要望趣旨は「扶桑社、自由社の教科書を採択されることに、強く反対する。採択地区を一つにまとめることにも反対し、そのようなことのないように、要望する。」というものです。

受理番号246の要望ですが、要望趣旨は「歴史の教科書は歴史的事実を公平に伝え、現在の平和な日本の過去を学べるようなものを選ぶべきである。

採択方法も、それぞれの地域に合わせた教科書が選ばれるような今まで通りのやり方を続けるべきである。」というものです。

これらに対する考え方ですが、「平成22年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正な採択を行ってまいります。また、採択地区の変更については、6月23日の教育委員会臨時会で審議し、承認され、既に県教育委員会に要望を提出しております。」と考えております。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。  
特にご意見等なければ、受理番号181の請願につきましては所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、不採択と決定いたします。  
次に、受理番号98・246の要望につきましては所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、了承いたします。なお、それぞれの回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思えます。  
次に、教委第24号議案「中学校用教科書並びに高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の採択」について説明をお願いします。

漆間学校教育  
部長

**【教委第24号議案 「中学校用教科書並びに高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書の採択」について】**

教委第24号議案「中学校用教科書並びに高等学校用教科書、特別支援学校、及び小・中学校個別支援学級用教科書の採択について」説明をいたします。

これは、横浜市立学校使用教科書の取扱いについて、「横浜市教科書取扱審議会」から答申が提出されましたので、それを受けて本委員会で採択を決定するためでございます。

本年度は、「平成22年度・23年度に使用する中学校用教科書、平成22年度に使用する高等学校並びに特別支援学校、及び小・中学校個別支援学級の教科書」について採択を行います。

まず、お手元の資料についてご説明申し上げます。教科書に関する資料は、まず、平成21年度教科書採択資料一覧とあるものでございます。次に、左肩に「教委第24号議案」とあるものでございます。インデックス1は「平成22年度使用教科書の採択事務について」、透明の青ファイルと緑の紙ファイルが答申の資料でインデックス2～5までございます。黄色のファイルが採択に関する資料で、インデックス6～8までと、中学校社会科歴史的分野の教科書が置かれてあります。

それでは、これからの説明は、1 答申までの審議会の審議状況、2 答申内容について、3 採択案について、の順にご説明申し上げます。では、答申までの審議会の審議状況をご説明いたします。

教育委員会では、採択にあたり、平成21年5月12日に「平成21年度横浜市教科書採択の基本方針」を決定しました。

左肩に「教委第24号議案」とあります資料の4ページをご覧ください。「平成21年度横浜市教科書採択の基本方針」でございます。6ページの「採択の流れ」の(1)にありますように、教育委員会は、「横浜市教科書取扱審議会条例」に基づき、「横浜市教科書取扱審議会」を設置し、平成21年5月28日に「横浜市教科書採択の基本方針」に基づいて必要な事項の調査・審議を教科書取扱審議会に諮問いたしました。教科書取扱審議会での調査研究・審議にあたっては、「平成21年度横浜市教科書採択の基本方針」の「調査研究」にある内容に沿って行いました。これは、諮問にあたって審議会に求めたものでございます。

「5 調査研究」にそって、ご説明申し上げます。まず、中学校教科書については、「(1) 中学校教科書」の欄にありますように、新たに文部科学省の検定を経た教科書については調査研究を行い、その他の教科書については、平成17年度採択時の資料をもとに、審議会では、調査研究・審議を行いました。

このような進め方を行いましたのは、インデックス1の「平成22年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」の1枚めくりましたところの「1 中学校用教科書について」の項目の中の2段落目に、次のような記載があることによります。「なお、平成22年度使用中学校用教科書のうち、社会(歴史的分野)以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことをかんがみ、社会(歴史的分野)以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その手続きの一部を簡略化することも可能であること。」という平成21年4月15日の文部科学省からの通知によるものでございます。

では、ふたたび、左肩に「教委第24号議案」とあります資料の6ページをご覧ください。「(2) 高等学校用教科書について」でございます。教科書につきましては、「学習指導要領」に基づいて、教科書目録に記載された教科書について調査研究・審議を行いました。

学習実態につきまして 高等学校においては、教科・科目の開設状況が大きく異なり、生徒の学習実態も学校ごとに異なるため、各学校長に教科書についての意見報告を求めました。まとめましたものが「教科用図書意見報告書 高等学校」でございます。これは、あちらのテーブルに置いてあります。

次に、7ページの(3)の特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書についてでございます。

教科書につきましては、「学習指導要領」に基づき、教科書目録や一般図書一覧に登載された教科書や一般図書について十分調査研究を行いました。

学習実態につきましては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、各学校長に教科書についての意見報告を求めました。

まとめましたものが「教科用意見報告書」で2冊ございます。これは、あちらのテーブルに置いてあります。

審議会では3回の審議を行い、7月15日に答申を決定し、7月16日に教育委員会に提出いたしました。

続きまして、「答申について」ご説明申し上げます。

答申は、緑のファイルのインデックス3「平成22年度使用高等学校用教科書答申」、緑のファイルのインデックス4「平成22年度使用特別支援学校、及び小中学校個別支援学級用教科書答申」、緑のファイルのインデックス5「平成22・23年度使用中学校用教科書答申」の3つの構成となっております。

透明の青のファイルでインデックス2は、3つの構成となっております。すでに、答申内容につきましては、委員の皆様にはこれまでもご説明申し上げ、重複する部分が多々ございますが、今申し上げました順に再度ご説明申し上げます。

まず、高等学校用についてでございます。インデックス3の緑のファイルをごらんください。ファイルをお開けください。表紙でございます。さらに1枚おめくりください。「1 答申する教科書」「答申理由」が記載されております。すでにご説明申し上げてきたものでございますので、ここでは答申理由について簡潔にご説明申し上げます。2の答申理由の2段落目をご覧ください。

『各高等学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登録されているすべての教科書について調査・研究した「調査員報告書」とあわせて慎重に審議し、その結果、生徒の学習状況や興味・関心、及び進路希望等を踏まえ、かつ、各高校の各教科・科目の年間指導計画に従い、教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適切であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成22年度に使用する教科書として答申する』という内容となっております。2枚めくっていただきますと、答申する教科書が別紙一覧となっております。そこには、左側から、学校名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、各高校における、教科・科目のねらい

なお、答申には、参考資料として、審議資料といたしました学校長の意見報告書と調査員報告書が添付されております。高等学校用教科書答申については以上です。

次に、特別支援学校と小・中学校個別支援学級の答申についてご説明申し上げます。インデックス4の緑のファイルをごらんください。

ファイルをお開けください。表紙でございます。さらに1枚おめくりください。「答申する教科書」「答申理由」が記載されております。すでにご説明申し上げてきたものでございますので、ここでも答申理由について簡潔にご説明申し上げます。

2の答申理由の2段落目をご覧ください。『各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を「教科書調査員報告書」と合わせて慎重に審議し、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校が、その教育課程のもとで、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等をふまえ、かつ、各児童生徒の個別の教育支援計画に従い、教科等の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切と認められたため、答申する』という主旨の内容となっております。

1枚めくっていただきますと答申する教科書が別紙一覧となっております。そこには、「Ⅰ特別支援学校（視覚障害）」の「1小学部」から、教科種目、発行者番号・略称、教科書の記号・番号、書名、教科書の種別等が一覧になっています。以下4ページ、ファイル留めのところでみえにくくなっておりますが、「2中学部」、10ページに「3高等部」と記載してあります。次に15ページ「Ⅱ特別支援学校（聴覚障害）」の「1小学部」から、順に「中学部」、「高等部」と続きます。さらに19ページに、「Ⅲ特別支援学校の知的障害」、21ページに「肢体不自由」、23ページに「病弱」の記載があります。24ページから27ページには、「Ⅵ個別支援学級」の記載があります。1枚おめくりいただきますと、次のページには「一般図書一覧」があり、発行者名や書籍名称などが最終ページまで記載してあります。

なお、答申には、参考資料として、審議資料といたしました「教科用図書意見報告書」と「教科書調査員報告書」が添付されております。特別支援学校と小・中学校個別支援学級の答申については以上です。

続きまして、中学校用教科書答申についてご説明申し上げます。

中学校教科書につきましては、冒頭、説明申し上げましたように、社会（歴史的分野）以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがない場合、社会（歴史的分野）以外の教科用図書については、その手続きの一部を簡略化することも可能とされています。そこで、新たに文部科学省の検定を経た社会（歴史的分野）の教科書については調査研究を行い、その他の教科書については、平成17年度の採択時の資料をもとに、審議会では、調査研究・審議を行いました。

そのため、中学校用教科書につきましては、社会科（歴史的分野）と、それ以外の教科・種目の2つに分けての答申となっております。インデックス5の緑のファイルをご覧ください。ファイルをお開けください。表紙でございます。さらに1枚おめくりください。

「中学校社会科（歴史的分野）」の答申でございます。すでにこれまで、ご説明申し上げてきたものでございますので、ここでは簡潔にご説明申し上げます。1ページをご覧ください。このページは、平成22年度の中学校の教科書採択にあたり、「教科書調査員報告書」をもとに「文部科学省教科書目録」に示された全ての中学校社会科（歴史的分野）の教科書を、「基本方針」の「採択の観点」に沿って、総合的に調査・研究した結果、歴史的分野の教科書の全体的特徴をまとめたものでございます。東京書籍から大阪書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、1ページおめくりください、日本文教出版、扶桑社、日本書籍新社、自由社の検定を通った9社の教科書について記述されております。

それぞれの教科書の全体的特徴は教科書調査員の調査報告書に基づき記載されてます。新たに検定を通りました自由社以外のものは17年度の内容と同じものでございます。2ページの下の方角の中をご覧ください。

この四角の中には、9者の教科書の特色を、教科書取扱審議会で総合的に審議・検討した結果、平成22・23年度に、横浜市の生徒が使用する中学校社会科（歴史的分野）の教科書として適当であると思われる候補が示してあります。その候補となる教科書は、東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、扶桑社、自由社の7者であると記載してあります。

となりのページの「鶴見ー1」は、鶴見区社会科（歴史的分野）についての答申が記載してあります。そのページの2つ目の四角の「診断テストにおける実態」、3つ目の括弧は「望ましい教科書の姿」、4つ目の括弧は「鶴見区の生徒が現在使用している教科書」の記載は17年度採択時の資料でございます。

このページ以降は、各区において使用する中学校社会科（歴史的分野）の教科書について、18区ごとに、生徒の学習実態の課題を改善しつつ、良さをさらに伸ばすという点から、望ましい教科書について、慎重に審議・検討した結果が各区ごとに記載されております。

続きまして、歴史的分野以外の教科書の答申についてご説明申し上げます。

答申の一番最後のページをご覧ください。歴史的分野以外の教科・種目は新たに検定を通った教科書がございませんでしたので、現在使用している教科書を答申としております。この表は教科・種目毎に18採択地区のどの発行者かを一覧としたものでございます。答申に関する説明は以上でございます。

これまで、教育委員の皆様方には、平成21年度横浜市教科書採択の基本方針、教科書見本本及び教科書取扱審議会答申により、たびたび研究協議をしていただきました。それを受け、採択案をまとめましたので、続きまして採択案についてご説明申し上げます。

採択案につきましても「平成22年度使用高等学校用教科書」、「平成22年度使用特別支援学校、及び小・中学校個別支援学級用教科書」、「平成22・23年度使用中学校用教科書」ごとにご説明申し上げます。

はじめに、高等学校用教科書についてご説明申し上げます。インデックス6の黄色のファイルをごらんください。ファイルをお開けください。表紙でございます。さらに1枚おめくりください。「1採択する教科書」の覧の別紙一覧のとおり採択することを提案いたします。なお、別紙一覧は、2枚おめくりいただいたところから記載してあります。また、参考までに、あちらの方に採択案として挙げております、本の一部を置かせていただきました。

続きまして、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書用図書についてご説明いたします。

インデックス7の黄色のファイルをごらんください。ファイルをお開けください。表紙でございます。さらに1枚おめくりください。「1採択する教科書」の覧の別紙一覧のとおり採択することを提案いたします。なお、別紙一覧は、そのページから1枚おめくりいただいたところから記載してあります。また、参考までに、あちらの方に採択案として挙げております、本の一部を置かせていただきました。

続きまして、中学校用教科書についてご説明申し上げます。今回の採択にあたりましては、教育委員会はこれまでも何回か研究協議を重ねてまいりました。その中でも特に中学校用教科書社会科（歴史的分野）につきましても、教育委員の方々は、教科書を持ち帰っていただき読み込んでいただいたり、教科書の内容を比較研究していただいたり慎重に研究を重ねていただきました。

漆間学校教育  
部長

中学校用教科書につきましては、「歴史的分野以外の種目」と新たに検定を通り調査研究を行いました「歴史的分野の教科書」の2つにわけて、採択していただきたいと存じます。

まず、はじめに歴史的分野以外の種目についてでございますが、これらは、新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことから、インデックス8のファイルをご覧ください。インデックス8のファイルの中の2枚目の「平成22・23年度使用 中学校用教科書一覧」のとおり採択することを提案いたします。

次に、中学校歴史的分野の教科書の採択についてでございますが、前回の17年度採択の際、当時の「教科書取扱審議会」は、横浜市の生徒が使用する教科書として適切であるものとして、東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、扶桑社の6者を答申しました。

教育委員会ではその答申を受け、その中から帝国書院と東京書籍の2者のいずれかを区毎に採択していただきました。そのため、現在、市立中学校ではこの2者のいずれかを教科書として使用いたしております。本年度の「教科書取扱審議会」の答申内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、検定に合格して教科書目録に新たに登録された「自由社」の教科書についても、横浜市の生徒が使用する教科書として適切であるとされております。そこで、現在、市内18採択地区で使われております帝国書院、東京書籍の教科書であることや、新たに自由社の教科書が候補とされたという答申も踏まえ、各教育委員による審議ならびに採択の決定を行っていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

今田委員長

まず、高校、特別支援学校、小・中学校個別支援学級用教科書について審議したいと思っております。所管課からの説明のとおり、高校、特別支援学校、小・中学校個別支援学級用教科書については毎年採択を行うものでありますが、各委員からのご意見・ご質問等をお願いいたします。特にご質問等なければ、原案のとおり、承認してよろしいですか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、高校、特別支援学校、小・中学校個別支援学級用教科書については、原案のとおり採択します。

次に、社会科歴史的分野を除く中学校用教科書の審議に移ります。所管課から説明のとおり、社会科歴史的分野を除く中学校用教科書については、新たに検定を受けた教科書がなく、引き続き現行の教科書を使用することが提案されておりますが、各委員からのご意見・ご質問等をお願いいたします。

特にご質問等なければ、原案のとおり、承認してよろしいですか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、社会科歴史的分野を除く中学校用教科書については、原案のとおり採択します。

次に、中学校用社会科歴史的分野の教科書の審議に移ります。各委員からのご意見・ご質問等をお願いいたします。

- 小濱委員 今回、自由社の教科書が加わったことで、これまでの帝国書院と東京書籍も含め、委員の皆さんと検討を重ねてきたわけですが、私も個人的に比較をしてみました。簡単に私の意見を申し述べたいと思います。  
自由社の教科書ですが、一長一短があると思っております。長所としては、非常に中身が濃くて詳しく書かれていると、この点は歴史を興味をもつ生徒にとっては大変ありがたいことだと思います。大人が読んでもおもしろいと思います。ただし、何と言っても活字が小さく、ルビが見えにくいです。それから、女性の歴史が強調されているというのは大変結構だと思うのですが、津田梅子の176ページの記事の中で、「女子英語塾」とありますが、これは「女子英学塾」ではないかと思えます。そういう間違いが所々にあるようです。  
それから、人名索引を見ていただきたいのですが、私の知らない人物が載ってまして、「大和田建樹」という人物をご存じですか。
- 田村教育長 私は知っています。作詞家です。
- 小濱委員 私は不勉強で知らなかったのですが、このようにあまり知られていない人が載っている反面、当然載っていて然るべき、岡倉天心、菅原道真、阿倍仲麻呂といった人物が載っていません。まんべんなくではなく、ある部分を深く突っ込んだ、そういった偏りが見られるなという印象を持ちました。
- 田村教育長 菅原道真は確か扶桑社の教科書にしか載ってなかったと思います。これまでの意見交換の中でも出てきたと思いますが、非常にどの教科書も人物をたくさん取り上げて、そこから子どもたちの興味関心を広げていこうという意味では、誰を取り上げているというのでもあります。非常に様々な分野から取り上げているという特徴は、自由社にも工夫が見られると一方では思います。ちなみに、人物の掲載人数は前にも説明がありましたね。
- 漆間学校教育部長 インdexからの人物数ですが、自由社は276人の人物を扱っています。扶桑社が262人、帝国書院は169人、東京書籍は150人です。
- 小濱委員 せめて菅原道真は載っていてほしいですね。例えば、自由社の97ページですが、陶祖李参平、私は馴染みにくいのですがご存じですか。記述の中で「捕虜にしてつれかえり、自分の領国の発展に利用した」という記述は、強制連行したかのようなイメージを与えるものと思えました。
- 中里委員 以前、教科書調査に携わったことがあるのですが、専門が理科なのですけれども、学習内容を深めたり、意欲を高めたりするための話題や資料、トピックはどここの教科書にも違いがあるわけですね。全ての教科書が同じように網羅しているはずはないわけですね。私は網羅しなくて当然だと思っております。むしろ採択にあたって参考になる大事なところは、本文の内容の充実とそのトピックのバランスだと思います。後は子どもにとって学習のよりどころとなる大事なものなので、子どもにとって勉強しやすい教科書であると同時に、教師側にとっても教えやすい教科書であるものが良いと思います。内容については、検定を通過しているわけですからその辺りは信頼してよいのだと思います。

小濱委員

私がかつて長年、塾を経営しておりました、中1・中2の平均的な子がついていける内容は大体わかるのですが、先ほど、活字が小さく文章量が多いと申しましたが、中学1年生から使うものですので、その経験からは、公立高校の普通程度の学力の子に対する内容を、中学でいきなり与えるのは少し難し過ぎないかなという感想は持っています。中身については本文はしっかりしていて、おもしろいと思います。私が読んでも勉強になりました。

野木委員

教科書の採択にあたりまして、非常に大きな役割と責任をもっていると感じまして、どのような考え方で決めていこうかとお話させていただきます。私自身は教科書、教育、行政に全く縁のない、40年近くずっとIT業界の会社員として過ごしてきました。研究者でもあり、エンジニアが基本なのですが、あるいは母親として、また、今は経営者として、そのような観点から何ら政治的、思想的な背景など全くない観点から見せていただきました。

私は、研究会や国際会議など、かなり昔から海外との交流がありました。最近では、韓国や中国の人たちとお話することがあります。そのときに感じることは、海外の方々は自分たちに誇りをもっています。自分たちの文化や歴史をよく知っていますし、日本のこともよく調べて知っています。私が若いときは、自分が知らないことが恥ずかしい思いをしたこともあります。そして、一生懸命勉強して、なかなかおもしろいものだと思ったりしていました。

そのような中で思うことは、横浜の子は、海外に通用するような人間になってもらいたい、自国の歴史や文化に誇りをもつだけでなく、どのようなことでも表と裏があります。多面的な見方のできる人になってほしいと思っています。

中でも、自由社と現在使用されている東京書籍と帝国書院を読ませていただいたのですが、自由社の教科書はとても読みやすいなと思いました。すっきりしていて、確かに字が小さいというのはあるのですが、印象だけですがきれいな印象を受けました。予習をしたり復習をしたり自分で勉強していくには生きるのではないかと思いました。章の最後に簡単なまとめがあるのでわかりやすいと思いました。私としては女性が取り上げられているというのは嬉しく思いました。また、技術と文化に関する記述が多い、特に感動しましたのは、からくり人形の田中久重が取り上げられていたことです。日本はものづくりの品質では世界一であり、その原型が随所に現れています。私は田中久重さんについて習ったことはありませんが、こんなすばらしい人、技術があるのだということに掲載しているので、エンジニアとして嬉しかったです。

ただ、いろいろな方から個人的にこの教科書を採用しないほしいという意向を伺いましたが、例えば戦争を賛美するようなことが書いてあるとか、神話のことであるとか、いろいろあり、その部分があるとは思いますが。それから、先ほど菅原道真が載っていないという話がありましたが、私はアンネ・フランクがなぜ載っていないのかと思ったりしました。確かに一長一短の部分があるのですが、少し試しても良いのではないかなという印象はもちました。私は答申を重視しつつ、教科書採択に携わっていこうと思っております。

吉備委員	<p>今申し上げたいのは、私自身の懸念とと思っている点について述べさせていただきます。まず、自由社についてですが、字が小さい・細かい、文字量も多いという中で、これは自由社だけを見るのではなく、国語の力や総合的な文章の読解力がどうなのかということも合わせて考えなければならない、歴史単科だけで考えてしまうのはいかがなものなのかと考えております。子どもたちの読書量であるとか、どのくらい難解な文書が読めるのかということ意識しなければならないと思います。</p>
	<p>また、既存の2社に関しましては、非常にレイアウトが華やかで、子どもたちにとってもいろいろな情報が掲載されている、盛りだくさんでカラフルに非常にたくさんの情報提供がされている中で、子どもにとっては楽しみやすいものなのかもしれません。一方で漫画のイラストが登場することが教科書としてどうなのかという点、それから、子どもの学力の差が今まで以上にでていいる中で、特に理解力があるところまで到達していない子どもたちにとって、本文と周囲にある様々な情報との結びつき、読みながら情報整理をしていく上でいかがなものなのかと考えています。答申も出されておりますし、それを考慮しながら最終的に決定させていただきたいと考えております。</p>
中里委員	調査員の研究期間はどのぐらいの期間ですか。
漆間学校教育部長	研究期間は1週間ぐらいかと思います。
中里委員	<p>今回、調査員報告書をはじめとして、趣意書、17年度採択時の資料、審議会の答申、文部科学省が出している通知文、すべてしっかりと読みました。基本的には答申の内容を尊重して、採決にあたりたいと思いますが、教育職出身として、次の3点が気になるところです。まず、子どもの学習意欲を高め、教師が子どもに教えやすいものであること。二点目に、子どもが学ぶに当たって必要な学習内容が質・量十分に記述内容の工夫がされていること。三点目は、発展的学習に関する記述の一層の充実が図られていること。答申を尊重しつつ以上の点を考慮して採決にあたっていきたいと思います。</p>
小濱委員	<p>先ほど吉備委員がおっしゃられた、ビジュアルな部分がもの凄く多く、漫画が入っていて、本文とコラムの見分けがつきにくいという話ですが、特に帝国書院がそうだと思います。あまりに華やかすぎて、このようなお子さまランチ風なものを子どもは喜ぶのかと思います。「やってみよう」「考えてみよう」といった発展学習的部分が多いのですが、その答えは自由社版は書いてあります。実際には行う余裕や中学生自身の力量が足りなくてやらないということが多いのではないかと思います。そういう意味では自由社の教科書のようにきちんと答えが書いてあった方が、宿題や試験勉強をやる時にやりやすいということはあると思います。</p> <p>それから、イデオロギーの問題がおそらく一番議論になるのですが、私は教科書を実際に使われるのは現場の先生であって、仮に右左どちらかに寄っていることがあったとしても現場の先生にお任せすることになるのですから、それを判断軸にして決定することはしないほうがよいのではと思います。</p>

田村教育長

教科書目録に示されている教科書は、国の教科書検定審議会で、学術的に専門的に相当に慎重に厳正に審査されてきて、その過程の中では様々な修正の意見が出されて検定されているのですから、国のレベルでしっかりとお墨付きが得られていることと、イデオロギーのお話がありましたけれども、検定を国がする中では近隣諸国条項というのがあります。我が国と近隣アジア諸国との間の相互理解や協調を進める上で国際理解や協調の見地から必要な配慮がなされていることが必要だという検定基準があるわけです。そのことについてもクリアをされていて目録に登載されているわけです。この基本の部分私たちはしっかりと押えておく必要があると思います。

今田委員長

それぞれご意見をいただきましたので、私も意見を述べたいと思います。17年度の教科書採択の時も申し上げたのですが、今の世の中、非常に自己中心的な考えの人間が多くなってきているのではないかと。もう少し公の事、地域のこと、国のことに目を向ける教育に力を入れていくべきではないか。そのためには、道徳教育をしっかりとやっていくことと並行して、正しい歴史認識に基づいた日本人としての誇りと自信をもてるような教育をやっていくべきではないかと申し上げました。当時と今の世の中の状況はそんなに変わっていない、むしろ悪くなっているかもしれないということで、そういう意味で私の認識はあまり変わっていません。

最近の世相を見ますと、学生が自分の国の歴史を学ぶ意欲を失っているのではないかと気がするほど、知識と関心が薄いと思います。それはいろいろな要素があるのだと思いますが、教科書も一つの大きな原因だと思います。そのような意味からも教科書を選ぶということはとても重要なことだと思っています。

いろいろ教科書を見ましたが、完璧なものはないのですが、私は日本人に生まれたことを悲しませるような歴史教科書ではだめだと思っています。基本的には新しく改正された教育基本法、新しい学習指導要領を含めた関連法規との整合はきちんと押えられていることが必要だと思います。もちろんここにある教科書はみんなそれを踏まえたものだと思います。そして、文化についてどれだけ採り上げているかが教科書を選ぶときの一つの視点だと思います。日本文化の持つ繊細さや豊かさ、質の高さなどをどれだけ示しているのかということが必要だと思います。

それから、歴史的事象の説明と申しますか、原因と結果の関係については、自由社の教科書は非常にわかりやすい、理解しやすいと思います。単に結果だけではなく、原因であるとか、当時の人々がどういうことを意識して生きたのか、先人たちがどういう視点から生きたのか、そのようなことを深みをもって書いていると思います。ですから、読んでいて理解がしやすいと思いました。また、登場人物の数も多く、コラムの工夫もあります。特に、日露戦争などの記述を見ますと、かなり愛情をもった記述があるなど、他の教科書にはない特徴があると思っています。

田村教育長

提案でございますけれども、これまでに指導主事からの説明を受けたり、相当長時間をかけて読み比べなどもしてきました。そこでも、評価する点やあるいは熟していない部分もあるのではないかとご意見が出たかと思いますが、できれば各先生方のこれまでの研究・協議をしたことを踏まえまして速やかに採決をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

漆間学校教育  
部長 先ほど回答いたしました、教科書調査員の調査期間ですが、延べ1週間と申し上げましたが、基本的には3週間の期間にわたって研究をし、3回の協議を行っておりますのでご報告いたします。

今田委員長 ただいま、教育長から採決の提案がありましたが、各委員から様々なご意見をいただいたかと思っておりますので、他にご意見がなければ、社会科歴史的分野の採決に移りたいと思っております。採決の方法については、無記名投票による方法が適当と考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、無記名投票といたします。各委員による投票の結果、採択地区ごとに過半数の得票があった発行者のものを採択するものといたします。過半数に達しない場合の法律の規定について事務局から説明をお願いします。

高橋総務課長 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第3項によりますと、「可否同数のときは、委員長の決するところによる」と規定されています。また、横浜市教育委員会会議規則第29条によりますと、「採決が可否同数の場合は委員長がこれを決定することができる」と規定されております。

今田委員長 それでは、票数が過半数に達しない場合は法律の規定に基づき「委員長の決するところによる」としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、そのようにいたします。投票の方法について事務局から説明してください。

高橋総務課長 これから委員の皆様には投票用紙を配付いたします。採択地区ごとに最もふさわしいと思う発行者名の欄に1ヶ所丸をおつけください。無記入又は2ヶ所以上に丸をつけることのないようお願いいたします。書き損じがあった場合には、丸の上から二重線で訂正をした上で、新たに丸をおつけください。各委員の記入が終わりましたら、事務局が投票箱を持って席を回りますので、投票用紙を投票箱にお入れ下さい。以上でございます。

今田委員長 それではまず、投票用紙を事務局に配付させます。

<事務局 投票用紙の配付>

今田委員長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

各委員 <配付漏れなしを確認>



今田委員長 金沢区は、帝国書院2票、自由社4票、よって、自由社といたします。  
港北区は、帝国書院1票、自由社5票、よって、自由社といたします。  
緑区は、帝国書院2票、自由社4票、よって自由社といたします。  
青葉区は、東京書籍1票、自由社5票、よって自由社といたします。  
都筑区は、東京書籍1票、自由社5票、よって自由社といたします。  
戸塚区は、帝国書院3票、自由社3票、よって、票数が同数ですので、帝国書院といたします。  
栄区は、帝国書院3票、自由社3票、よって、票数が同数ですので、帝国書院といたします。  
泉区は、東京書籍3票、自由社3票、よって、票数が同数ですので、東京書籍といたします。  
瀬谷区は、帝国書院2票、自由社4票、よって自由社といたします。  
以上です。  
以上のとおり決定してよろしいですか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、社会科歴史的分野の中学校用教科書については、そのとおり採択します。以上で公開案件の審議が終了しましたので、非公開案件の審議に移ります。この際、暫時休憩といたします。傍聴の方及び事務局職員はしばらくそのままお待ち下さい。

<教 育 委 員 退 出>

高橋総務課長 傍聴人の方はご退席願います。また、事務局職員も退席してください。

<傍聴人及び事務局職員退出>

[休憩開始時刻：午後0時18分]

(休 憩)

[再開時刻：午後1時30分]

今田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

<削 除>

今田委員長 これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。  
[閉会時刻：午後1時50分]